

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もなところでもつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
- >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)

- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
- >バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底

- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
- >敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごみくずかなものでも危険）を確認し、解消

- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
- >適切な通路の設定
- >敷地内駐車場の車止めの「見える化」

- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
- >設備、什器等の角の「見える化」

- 作業場や通路のコーンなどにつまずいて転倒 (7%)
- >引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
- >転倒原因とならないよう、電気コーン等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
- >従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)

- 作業場や通路にごぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
- >水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
- (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)

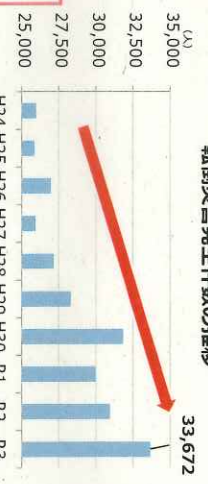
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
- >滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
- >防滑床材・防滑グリース等導入、摩擦している場合は再施工 (★)
- >隣接エリアまで濡れないよう処置

- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
- >雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

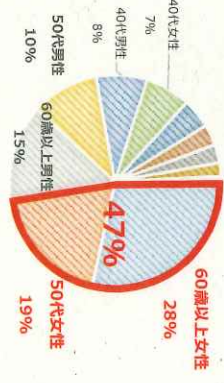
(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます。中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスを受けられます。



転倒災害の発生状況



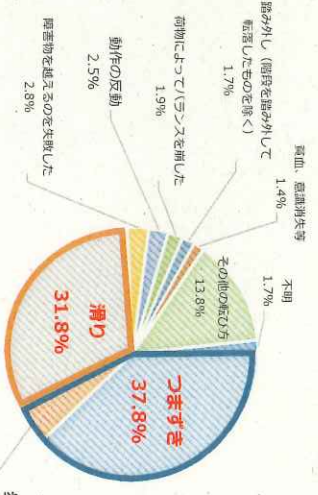
性別・年齢別内訳



転倒時の類型



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません



＜その他の転ひ方＞
 ・他人とぶつかった・ぶつかられた
 ・台車の操作を失敗した
 ・他人、動物等を避けようとして(ランスを崩した)
 ・坂道等でのランスを崩した
 ・立ち上ったとき(ランスを崩した)
 ・靴紐を緩んだ
 ・風(ランスを崩した)

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
- 「転びの予防 体カチエツク」「ロコチエツク」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
- 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

エイジフレンドリー補助金

申請期限：令和5年10月31日(火)～11月20日(月)に延長

転倒防止のための専門家による労働者への運動指導や通路の積雪・凍結対策（融雪マット等の設置）のため、エイジフレンドリー補助金をご活用ください



転びの予防 体カチエツク

ロコチエツク

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

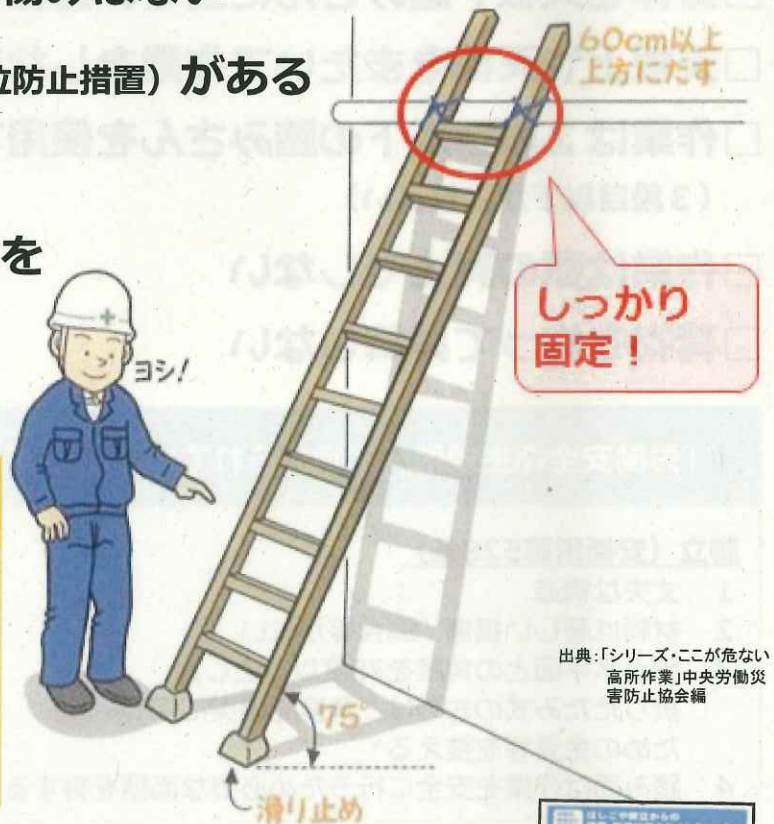
- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署